

モータースポーツマルチフィールド沖縄指定管理者募集要項

この要項は、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づきモータースポーツマルチフィールド沖縄の指定管理者を公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

趣旨

モータースポーツマルチフィールド沖縄（以下「施設」という。）は、モータースポーツマルチフィールド沖縄条例（以下「条例」という。）第1条に定めるモータースポーツに触れ合える機会を提供し、モータースポーツの振興による地域活性化に資することを目的とする施設である。

指定管理者制度の趣旨は、サービスの向上と経費の節減等について創意工夫のある提案を広く募集し、民間の能力を活用することにある、その趣旨に基づき、施設をより効果的かつ効率的に管理運営し、その設置目的を達成するため、指定管理者を法人及びその他の団体から公に募集する。

1. 対象施設の概要

（1）モータースポーツマルチフィールド沖縄

名 称 モータースポーツマルチフィールド沖縄

所 在 地 沖縄市字倉敷 152 番地 8

供用開始日 令和3年4月29日

敷地面積 19,397.88 m²

建物概要 管理棟（軽量鉄骨造2階建）310.40 m²
パドック棟（鉄骨造平屋建て）245.00 m²
倉庫（軽量鉄骨造平屋建て）27.90 m²

主要諸室 事務室、救護室、トイレ、更衣室（シャワー設置）、多目的室、会議室

駐車場 109台

施設車両 トヨタ86（施設広報車）、いすゞスーパー（路面清掃車）
日産キャラバン（救護車）、フォークリフト（コース設置作業用）
ヤマハJOG（フィールド及び施設周辺巡回用車両）

開館日 無休

（ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。）

開館時間 午前零時から24時までとする

（ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。）

フィールド

走行時間 フィールドの利用時間は条例の範囲内で周辺地域への影響や採算性など施設の効率的な運営を考慮の上、市長の承諾を得てこれを定めることとする。ただし、ガソリン・ディーゼル等を燃料とするエンジンを搭載する車両にて行われるモータースポーツ競技での利用については、9時から12時まで及び13時から16時までとする。

2. 業務の概要

(1) 指定管理者の業務内容

別添「モータースポーツマルチフィールド沖縄指定管理者業務仕様書」に基づく

(2) 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

※ただし、管理業務を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) 選定形式

公募型（書類審査及びプレゼンテーション）

(4) 提出書類

「4. 提出書類」に示すとおり

3. 応募資格

指定管理者に応募できるのは、次の要件を満たす法人又はその他の団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 団体であること。（個人での応募は不可）。

①沖縄市内に事務所を有すること。または、業務開始前までに沖縄市内に事務所を設置すること。

②共同企業体で応募する場合であっても、1社以上が、上記①を満たすこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(5) 本市及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。

(6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された場合、当該処分の日から起算して2年を経過していること。

(7) 国税、県税及び市税等の滞納がないこと。

(8) 労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金）に加入（厚生年金保険法第6条に該当する団体の場合）していること。

(9) 暴力団員による不当な行為防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと、またそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（１０）地方自治法第 92 条の 2（議員兼業の禁止）、第 142 条（長の兼業禁止、同条項を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）の規定に抵触しないこと。

（１１）選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

（１２）共同企業体の場合には、構成する全ての団体が（２）～（１１）までの条件を満たしていること

４．提出書類

（※様式については、沖縄市公式ホームページ及び企画部プロジェクト推進室窓口にて配布）

（１）提出書類

①指定申請書（様式第 1 号）

②指定施設に係る指定期間内における各年度の事業計画書（様式第 2 号）

③指定施設に係る指定期間内における各年度の収支予算書（様式第 3 号）

④団体概要書（様式第 4 号）

※下記事項を記載してあるパンフレットでも可

ア．名称

イ．所在地

ウ．設立年月日

エ．設立趣旨

オ．代表者の履歴書、役員名簿及び組織体制

カ．事業内容及び事業実績等

⑤指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式第 5 号）

⑥職員配置計画表（様式第 6 号）

※資格者を配置した場合は、資格証明書の写し。

⑦申請団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本

※法人以外の団体にあつては、会則等の写し及び代表者の身分証明書（市区町村が発行するもの）

⑧申請団体の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録等

⑨印鑑証明書（共同企業体においては、構成員全て）

⑩納税証明書（共同企業体においては、構成員全て）

・国税、都道府県民税、市町村税に係る令和 6 年度の滞納のない証明書 ※設立 1 年未満の場合は、代表者の納税証明書

⑪その他、市長が必要と認めて求める書類

（２）共同企業体において申請する場合は、前述（１）に記載するもののほか、以下を提出すること

①共同企業体構成員表（様式第 7 号）

②共同企業体協定書（様式第 8 号）

5. 提出書類の提出方法

- (1) 提出方法 持参又は書類書留で提出すること。(提出期限内必着)
- (2) 提出先 沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当：山田
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
098-939-1212 (内線2433)
- (3) 提出期間 令和7年7月3日 ～ 令和7年9月3日
(午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び臨時の閉庁日を除く。)
- (4) 提出部数 10部 (原本1部 副本9部)

6. 質問の受付及び回答

(1) 募集(募集要項・仕様書等)に関する質問は、質疑書(様式第9号)に簡潔にまとめ以下のとおり電子メールで提出し、電子メールを送信した旨を電話にて連絡し、電子メール受信確認を行うこと。なお、質問については、公正・公平を期すため電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

【受付期間】 令和7年7月3日～ 令和7年8月15日 正午まで

【送付先アドレス】 b27project@city.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、随時沖縄市ホームページに掲載する。また、全ての質問に対する回答を令和7年8月20日までに沖縄市ホームページに掲載する。

7. 選定方法

指定管理者の候補者となる団体(以下「指定候補者」という。)は、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に規定する選定基準に従い、沖縄市企画部指定管理者選定委員会にて調査審議をし、その結果を基に、沖縄市行政改革推進本部の審議を経て、市長が決定する。

- (1) 一次審査(書類審査)
- (2) 二次審査(プレゼンテーションによる審査)
- (3) 選定結果

選定結果については、市民や応募団体に対し、選定の透明性を高め、説明責任を果たすうえからも、応募団体数および団体名、得点、選定理由を市のホームページ等で公表するとともに、申請団体へ文書で通知する。

また、選定にかかる提出書類及び議事録等が公表される場合があることを留意すること。

8. 選定基準(プレゼンテーション)

以下の選定基準に基づき審査する。

※プレゼンテーション及び4. 提出書類(1)②事業計画書(様式第2号)等を参考に審査を行うため、別添選定基準を参考に作成すること。

選定基準審査項目及び判断基準 配点

選定基準	審査項目及び判断基準		配点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	(1) 経営方針	①安全管理に対する方針や取り組みが示されているか。	5 点
		②公共性に対する方針や取り組みが示されているか。	5 点
		③個人情報保護に対する方針や取り組みが示されているか。	5 点
	(2) 指定管理者の指定を申請した理由	①申請の動機が公共の福祉の増進につながるものとなっているか。	5 点
	(3) 経営状況	①運転資金など安定した運営が出来る財務状況であるか。	5 点
	(4) 事業実績・経験	①類似施設の事業実績、経験はあるか。	5 点
2. 施設の経営方針に関する事項	(1) 施設の現状に対する考え方及び将来展望	①指定施設の設置目的に即した運営方針となっているか。	10 点
		②指定施設の効用を高めるような事業等の提案があるか。	10 点
	(2) 利用者への対応等サービス向上に関する計画	①受付の方法など利用者に対する公平な利用の確保が図られるか。	5 点
		②利用者のニーズを的確に把握し、反映する仕組みがあるか。	10 点
		③トラブルや苦情処理に適切に対処できるか。	10 点
		④指定施設の提供について、指定施設条例など関係法令を遵守した取り扱いとなっているか。	5 点
	(3) 施設の利用の向上に関する計画	①指定施設の効用を高めるような提案があるのか。	10 点
		②利用率向上が図られるサービスの充実策があるのか。	10 点
		③施設の設置目的に即した自主事業の提案があるのか。	10 点
		④指定施設の管理運営に有用な設備等を	5 点

		保有しているのか。	
	(4) 管理経費に関する計画	①適切な施設管理が行なえるバランスの取れた経費配分となっているか。	10点
		②管理経費の縮減が図られているか。	10点
	(5) 地域からの雇用に対する考え方	①地域雇用の創出や地域との連携、活性化に寄与する提案となっているか。	5点
3 施設の管理に関する事項	(1) 職員の配置表及び業務分担	①職員の配置や組織など管理運営体制は適切か。	5点
		②指定施設の管理運営に必要な有資格者や企画力のある人材が配置されているか。	5点
	(2) 職員の勤務時間、勤務表等勤務体制	①職員相互の応援など、業務の連携が図れる体制となっているか。	5点
		②労働基準法など法令等を遵守した勤務条件となっているか。	5点
4 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	(1) 情報公開及び情報提供への対応	①情報公開条例やその方針に則った適切な対応が示されているか。	5点
	(2) 個人情報保護への対応	①個人情報保護法や施行条例等に則った適切な対応策が示されているか。	5点
5 緊急時における対策に関する事項	(1) 安全管理体制	①指定施設の提供に際し、利用者の安全確保などの対応策が示されているか。	10点
		②災害等の緊急時対策及び体制が講じられているか。	5点
6 その他	(1) その他	①平日を含む施設のさらなる利活用に向けた国内外からの誘致手法等について具体的に示されているのか。	10点
		②施設利用に伴う騒音、臭気、迷惑駐車等への対策など、周辺地域への対応について具体的に示されているか。	10点
		③市民サービスと地域貢献策について具体的に示されているか。	10点
		④企業や学校との連携を深める内容が具体的に示されているか。	10点
		⑤収益確保に向けた内容が具体的に示されているか。	10点
		⑥事故等への対応と現状復旧、賠償責任等のリスク管理に関する内容が具体的に示され	10点

		ているか。	
合計			250点

9. 施設見学

見学日時 令和7年7月3日～8月15日までの原則火曜日とする。

(ただし、施設の利用状況を確認した上で、施設見学が可能であれば受け入れを行う。)

場 所 モータースポーツマルチフィールド沖縄（沖縄市倉敷字 158-2）

(2) 留意事項

①ご希望日や希望時間帯での対応ができない場合があります。予めご了承下さい。

②参加できる人数は、一法人につき、5名程度とします。

(3) 施設見学への申込手続き

施設見학을希望する法人等は、施設見学申込書（様式第 10 号）に所定事項を記載し、電子メールにより申込を行うこと。また、電子メールを送信した旨を電話にて連絡し、電子メール受信確認を行うこと。

申込期間：令和7年7月3日～令和7年8月8日（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び臨時の閉庁日を除く。）

申込先：

【送付先アドレス】 b27project@city.okinawa.lg.jp

【担当者】 沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室：山田

10. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 応募書類の配布期間 | 令和7年7月3日 ～ 9月 3日 |
| (2) 施設見学期間 | 令和7年7月3日 ～ 8月15日 |
| (3) 質問事項の受付期間 | 令和7年7月3日 ～ 8月15日 |
| (4) 提出期間 | 令和7年7月3日 ～ 9月 3日 |
| (5) 一次審査 | 申請書の受付期間終了後 |
| (6) 二次審査 | 令和7年9月～10月（予定） |
| (7) 候補者決定通知 | 令和7年10月（予定） |
| (8) 指定管理者の議決 | 令和7年12月（市議会12月定例会予定） |
| (9) 指定管理者の指定通知 | 令和7年12月（議会の議決後） |
| (10) 指定管理者の指定告示 | 令和8年1月（指定管理者の指定通知後） |
| (11) 協定書の締結 | 令和8年1月（予定） |
| (12) 指定管理業務の引継等 | 令和8年1月～3月（予定） |
| (13) 指定管理業務の開始 | 令和8年4月1日 |

11. 指定管理料

(1) 市は、管理経費として必要と認める指定管理料を毎年度の予算の範囲内で支払うものとする。年間指定管理料は、事業支出想定をもとに上限額となる金額を下記のとおり算定していることから、収入として計上する場合はこの金額を上限とし、事業計画書及び収支予算書の提案を行うこと。

指定期間中の単年度における指定管理料上限額（消費税含む）

年度	期間	指定管理料上限額
令和８年度	令和８年４月１日～令和９年３月３１日	32,000,000 円
令和９年度	令和９年４月１日～令和１０年３月３１日	32,000,000 円
令和１０年度	令和１０年４月１日～令和１１年３月３１日	32,000,000 円
令和１１年度	令和１１年４月１日～令和１２年３月３１日	32,000,000 円
令和１２年度	令和１２年４月１日～令和１３年３月３１日	32,000,000 円

※本募集に要した費用については、沖縄市に請求することはできず、参加者の負担となることをあらかじめご了承ください。

（２）指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払う。

（３）指定管理料に含まれるものは、次のとおりとする。

①人件費（指定施設の管理業務に従事する者の給与等）

②指定施設の維持管理・運営費

１２．利用料金収入の取り扱い

（１）指定管理者は、条例及び規則で規定する基準額の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を決定すること。

（２）指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受することができる。

１３．応募に関する留意事項

（１）関係法令の遵守

モータースポーツマルチフィールド沖縄条例（改正後の規定も含む）、同条例施行規則（改正後の規定も含む）（以下、「条例等」という。）及びその他の関係法令等を遵守すること。

（２）応募内容の変更禁止

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし本市から申し入れた場合は除く。

（３）虚偽の記載をした場合の取り扱い

虚偽の記載があった場合は、失格とする。

（４）応募書類の取り扱い

理由の如何を問わず、応募書類は返却しない。また、提出された書類は『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』および『沖縄市情報公開条例』の規定により、公開の対象となる可能性がある。

（５）費用負担

応募に関して必要とする費用は、すべて応募者の負担とする。

（６）応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、情報公開請求や指定候補者の選定に関する公表

等必要な場合は、応募書類の内容を本市が無償で利用できるものとする。

(7) 接触の禁止

本件公募に関し、応募者及びその関係者が選定委員と接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合、失格とする。

(8) 資料の取り扱い

本市が提供する資料について、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の許可なく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(9) 重複応募の禁止

応募団体は、当該応募に対し重複して応募することはできない。

(10) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、日本工業規格 A 4 版の白紙による辞退届を提出することとする。辞退届の様式は任意とする。

(11) 協定の締結

施設の管理に関し、指定管理者としての業務開始前に、市長と指定管理者との間で協定を締結する。協定は、指定期間及び施設の管理運営の基本的事項に関する「基本協定書」と、指定管理料の額、支払時期及び支払方法等に関して会計年度ごとに締結する「年度協定書」とする。

なお、指定管理者として指定した団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、その指定を取り消す場合がある。

14. 問合せ先

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当：山田
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
098-939-1212（内線2433）